る給与等支給額が零である場合に限る。）における当該合併又は分割等に係る被合併法人又は分割法人等の当該適用年度開始の日前一年以内の日を含む各事業年度（当該被合併法人又は分割法人等の設立の日以後に終了した事業年度に限る。）のうち最も古い事業年度開始の日

ロ　当該適用年度開始の日前一年以内に終了した各事業年度（設立の日以後に終了した事業年度に限る。）のうち最も古い事業年度開始の日

二　前号に掲げる場合以外の場合　前事業年度開始の日

第二十七条の十二の五第十四項を同条第十九項とし、同条第十一項から第十三項までを削り、同条第十項中「移転給与等支給額」を「移転教育訓練費の額」に、「給与等支給額（」を「教育訓練費の額（」に、「給与等支給額）」を「教育訓練費の額）」に、「国内新規雇用者」を「国内雇用者」に改め、同項を同条第十六項とし、同項の次に次の二項を加える。

17　第十二項及び第十四項に規定する基準日とは、次に掲げる日のうちいずれか早い日をいう。

一　法第四十二条の十二の五第一項又は第二項の規定の適用を受けようとする法人（以下この号において「適用法人」という。）が未経過法人に該当し、かつ、当該適用法人がその設立の日から適用年度開始の日の前日までの期間内に行われた合併又は分割等（残余財産の全部の分配に該当する現物分配にあつては当該設立の日から当該適用年度開始の日の前日を含む事業年度終了の日の前日までの期間内においてその残余財産が確定したものとし、その分割等に係る移転給与等支給額（給与等支給額を教育訓練費の額とみなした場合における前項に規定する移転教育訓練費の額をいう。）が零である場合における当該分割等を除く。以下この号及び第十九項第一号イにおいて同じ。）に係る合併法人又は分割承継法人等に該当する場合（当該設立の日から当該合併又は分割等の日の前日（残余財産の全部の分配に該当する現物分配にあつては、その残余財産の確定の日。第十九項第一号イにおいて同じ。）までの期間に係る給与等支給額が零である場合に限る。）における当該合併又は分割等に係る被合併法人又は分割法人等の当該適用年度開始の日前一年以内に開始した各事業年度のうち最も古い事業年度開始の日

二　適用年度開始の日前一年以内に開始した各事業年度のうち最も古い事業年度開始の日

18　法第四十二条の十二の五第三項第十号に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一　法第四十二条の十二の五第三項第十号の前事業年度の月数が同号の適用年度の月数を超える場合　当該前事業年度に係る給与等支給額に当該適用年度の月数を乗じてこれを当該前事業年度の月数で除して計算した金額

二　法第四十二条の十二の五第三項第十号の前事業年度の月数が同号の適用年度の月数に満たない場合　次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ　当該前事業年度が六月に満たない場合　当該適用年度開始の日前一年（当該適用年度が一年に満たない場合には、当該適用年度の期間）以内に終了した各事業年度（イにおいて「前一年事業年度」という。）に係る給与等支給額の合計額に当該適用年度の月数を乗じてこれを前一年事業年度の月数の合計数で除して計算した金額

ロ　当該前事業年度が六月以上である場合　当該前事業年度に係る給与等支給額に当該適用年度の月数を乗じてこれを当該前事業年度の月数で除して計算した金額

第二十七条の十二の五第九項中「月別移転給与等支給額」を「月別移転教育訓練費の額」に、「移転給与等支給額を」を「移転教育訓練費の額を」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第八項中「の規定」を「又は第二項の規定」に、「新規雇用者比較給与等支給額」を「比較教育訓練費の額」に、「第四十二条の十二の五第三項第六号の給与等の支給額（当該適用年度の月数と前事業年度の月数とが異なる場合には、第五項第一号又は第二号イ若しくはロの給与等支給額）」を「第四十二条の十二の五第三項第八号の教育訓練費の額（」に、「給与等支給額（」を「教育訓練費の額（」に、「国内新規雇用者に対する給与等の支給額をいう。以下第十一項まで」を「同条第一項第二号に規定する給与等支給額から」を「教育訓練費の額から」に改め、同号イ中「現物分配」を「法人税法第二条第十二号の五の二に規定する現物分配（以下この条において「現物分配」という。）に、「移転給与等支給額」を「移転教育訓練費の額」に改め、同号ロ中「移転給与等支給額」を「移転教育訓練費の額」に改め、同項第二号中「給与等支給額に」を「教育訓練費の額に」に改め、同号イ及びロ中「月別移転給与等支給額」を「月別教育訓練費の額」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第七項中「月別給与等支給額」を「月別教育訓練費の額」に、「給与等支給額を」を「教育訓練費の額を」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第六項中「の規定」を「又は第二項の規定」に、「第十一項」を「第十七項」に、「同条第三項第六号」を「同条第三項第八号」に、「新規雇用者比較給与等支給額（第八項）を「比較教育訓練費の額（第十四項）に、「新規雇用者比較給与等支給額」を「比較教育訓練費の額」に、「給与等の支給額（当該適用年度の月数と当該適用年度開始の日の前日を含む事業年度（第八項において「前事業年度」という。）の月数とが異なる場合には、前項第一号又は第二号イ若しくはロの給与等支給額）を「教育訓練費の額」に、「給与等支給額（法人）を「教育訓練費の額（法人）」に、「国内新規雇用者に対する給与等の支給額」を「同条第一項第二号に規定する教育訓練費の額」に改め、同項第一号中「（法第四十二条の十二の五第三項第一号に規定する設立の日をいう。以下この条において同じ。）」及び「（当該適用年度が一年に満たない場合には、当該適用年度の期間）」を削り、「次号及び第八項第二号」を「以下第十七項まで」に、「給与等支給額に」を「教育訓練費の額に」に、「月別給与等支給額」を「月別教育訓練費の額」に改め、同項第二号中「給与等支給額に」を「教育訓練費の額に」に、「月別給与等支給額」を「月別教育訓練費の額」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第五項の次に次の六項を加える。

6　法第四十二条の十二の五第三項第二号に規定する政令で定めるものは、当該法人の国内に所在する事業所につき作成された労働基準法第百八条に規定する賃金台帳に記載された者とする。

7　法第四十二条の十二の五第三項第四号に規定する政令で定めるものは、法人の同項第二号に規定する国内雇用者（雇用保険法第六十条の二第一項第一号に規定する一般被保険者に該当する者に限るものとし、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第九条第一項第二号に規定する継続雇用制度の対象である者として財務省令で定める者を除く。第一号及び第二号において「国内雇用者」という。）のうち次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定めるものとする。

一　適用年度（法第四十二条の十二の五第三項第四号に規定する適用年度をいう。以下この号及び次号において同じ。）の月数と当該適用年度開始の日の前日を含む事業年度（設立の日（同項第一号に規定する設立の日をいう。以下この条において同じ。）を含む事業年度にあつては、当該設立の日から当該事業年度終了の日までの期間。以下この号及び次号において「前事業年度」という。）の月数とが同じ場合　当該法人の国内雇用者として当該適用年度及び当該前事業年度の期間内の各月分の当該法人の給与等の支給を受けた者

二　適用年度の月数と前事業年度の月数とが異なる場合　次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定めるもの

イ　前事業年度の月数が適用年度の月数に満たない場合　当該法人の国内雇用者として当該適用年度の期間及び当該適用年度開始の日前一年（当該適用年度が一年に満たない場合には、当該適用年度の期間。イにおいて同じ。）以内に終了した各事業年度（設立の日以後に終了した事業年度に限る。イにおいて「前一年事業年度」という。）の期間（当該開始の日から起算して一年前の日又は設立の日を含む前一年事業年度にあつては、当該一年前の日又は当該設立の日のいずれか遅い日から当該前一年事業年度終了の日までの期間。第九項第二号において「前一年事業年度特定期間」という。）内の各月分の当該法人の給与等の支給を受けた者

ロ　前事業年度の月数が適用年度の月数を超える場合　当該法人の国内雇用者として当該適用年度の期間及び前事業年度の期間（当該前事業年度の期間のうち当該適用年度の期間に相当する期間で当該前事業年度終了の日に終了する期間をいう。）内の各月分の当該法人の給与等の支給を受けた者